

議案第 4 5 号

宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 2 年 6 月 4 日提出

宇治市長 山 本 正

宇治市条例第 号

宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定
める条例（平成26年宇治市条例第28号）の一部を次のように改
正する。

第10条第3項各号列記以外の部分中「の長」を「若しくは同法
第252条の22第1項の中核市の長」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正
に伴い、所要の改正を行うものであります。